

第4章 庭月観音と水害の歴史

第1節 水害から非難するための移転

庭月観音は、戦乱や廃仏毀釈など、様々な苦難に見舞われながら、ご信徒とともに、それらを乗り越えてきた。

これらの苦難の中でも水害は、時代を超えた悩みの種であったことは、前述の「村に関する水害災害年表」により明らかである。

元々、庭月観音の観音堂及び本堂は、庭月・西村集落の中間にある低湿地帯に位置しており、度重なる水害に悩まされていた。

その現状に心を痛めたのが、新庄藩第2代藩主の戸沢正誠公であった。藩主自らが発願し、信徒から浄財を募り、寛文11年4月(1671年)に現在の地に移転された。

落慶法要は延宝4年(1676年)7月3日に、円満寺住職の尊純法印を願主にして、盛大に執行された。これにより庭月観音は、水害から一度は逃れることができた。

第2節 近年の水害被災状況

庭月観音は、江戸時代に水害から避難のため、現在の位置に移転した。これにより、一旦は平穏を手に入れることが出来た。

しかし、近年の地球温暖化に伴う異常気象により、再び水害の常襲地となってしまった。

特に昭和50年8月6日以降の水害による被害は甚大であり、平成30年から令和6年の7年間で、大規模な床上浸水に3回も被災している状況である。



平成・令和の豪雨災害の被害は甚大であり、国・県・市町村が一体となった抜本的な対策を講じていただかなければ、寺院の存続は極めて困難となる。

日時	名称等	庭月観音の被害概要
昭和50年 (1975)8月6日	8・6水害	<u>鮭川本流の寺院前堤防の越水による床上浸水</u>
平成30年 (2018)8月5日	最上豪雨	<u>鮭川脇弥吉沢の擁壁の越水による床上浸水</u>
平成30年 (2018)8月30日	最上豪雨	<u>鮭川脇弥吉沢の擁壁の越水による床上浸水</u>
令和6年 (2024)7月25日	梅雨前線 豪雨災害	<u>鮭川脇弥吉沢の擁壁の越水による床上浸水</u>